

家族生活周期に関する 経済性の一考察

平 井 潔

目 次

- I まえがき
- II 生活経営学におけるライフ・サイクルの位置
 - 1. わが国の生活経営学の由来
 - 2. 生活経営学の意義
 - 3. 生活経営学の方向とライフ・サイクルの関係
- III ライフ・サイクルの前提となる基本的諸要素概念
 - 1. ライフ・サイクルに関する概説
 - 2. 家庭の概念に関する私見
 - 3. 家庭生活の機能と家庭経済の本質
 - 4. 国民経済機構における家計部門の機能
- IV 家族生活周期の1例について
 - 1. 家族世帯の構造類型とその現状及びライフ・サイクルとの関係
 - 2. 平井式家族生活周期比較表
- V あとがき

I まえがき

故武市春男博士の追悼記念論集に、この小稿を掲載していただくについては、少なからず理由がある。

昭和41年早春のことである。たまたま、先生のお宅に伺った折、先生はソファにゆったりと巨軀を沈められ、寛いで閑談しておられたが、私が、日本の社会科学の分野においては、生産経済に関する諸学の発達の歴史的系譜に比較して、最終消費経済に関する諸学、端的にいつて家庭経済学関係は軽視されて

きた憾があると思う、と申しあげたところ、瞬間、先生の温顔の中の双眸が異様な光を発した。そして言われた。「軽視されてきたと言っては学問に対する冒瀆だが、事實はそうであった。それは分るだろう君。明治以来の文明開化の方向と速度、封建と富国強兵策の社会的背景を想ってもみよ。だが、わしは、家政学分野を軽視してはおらんよ。しかし君はいま、君自身の研究分野である生産経済分野の研究をこそ、もっと勉強すべきだ」と。

そこで私が、さらに重ねて「実は、ホーム・マネジメントの領域での消費会計に関して素稿を持っているのですが」というと、回り道をするな、と大喝を食らうかと思いのほか、「そうか。よし、それならばそれをモノにしてあげよう」と断言されたのである。

旬日ならずして、出版社を、監修者を先生みずから選ばれて、先生の最多忙期にも拘らず私を同伴されて駆け回られたのであった。

斯くして、10年前に出版されたのが、拙著「最新 家計管理概論」(産学社・A5版178頁)の小著であった。おこがましいことながら、これが私のささやかな専門書の処女作であった。以来、この拙著は、公立大月短大・日本女子経済短大・共立女子大・その他広島、九州方面の2~3の女子大学で採用されて今日に至っているが、誠に望外の幸運と言うか、学問的価値を反省してみると汗顔慙愧と言わんか、惧れを感じるものであるが、これまた偏に、生前の先生の厚恩にほかならない。

故武市先生の学問的領域の幅広さと深さは、周知のところではあるが、こと学問研究に関しては、いかなる分野のいかなる粗略なものでも、それを研磨成就させようと激励され、最後まで導かれる熱意と真心に、真の学者としての畏敬を改めて深く感知するところである。私に限らず、未完の研究途上にあつた人達が、どれほど多く先生に救われてきたことであろう。

爾来、2~3の著書・研究物に、武市先生と共著の栄をお許しいただいたのであるが、私はいま、この追悼記念論集に、11年前の事に想いを馳せて、先生のご尽力によって成った処女作の拙著の一部を再考し、筆を加えて、敢えてこの小稿を選んで提出した次第である。

故武市先生がご生前であったならば、「なにを、この不勉強者」と一喝されたかもしれない。いまは、霊界から、お思い出の中で呵々大笑されますか。

敢えて、寄稿の意図を述懐させていただき所以である。

本稿においては、予め申し出た紙数の制約もあるので、Ⅱ・Ⅲについては極めて概括的に述べ、Ⅳについて、目新しい事項ではないけれども、近年、世上でライフ・サイクルの言葉がよく引き合いに出されているので、これについて、前述した拙著「最新 家計管理概論」に所載の、私の制作した、平井式生活周期比較表を中心に、紹介させていただき範囲にとどめたい。

Ⅱ 生活経営学におけるライフ・サイクルの位置

1. わが国の生活経営学の由来

「生活経営学」という用語は、わが国の公的機関において公表された、ある意味における新造語であるといつてよい。

従来からいわれる「経営学」(business economics. or business-management. Betriebswirtschaftslehre.) は、周知のとおり生産経済における企業活動において、利潤追求を目的として、計画し・実行し・反省する過程で合理的な意思決定を行なうための手法を研究するものであるといえるが、この学問体系の中には、人事管理・労務管理などの、人間性との接点において、企業経営活動を合理的ならしめようとする領域のある事は、これも周知のとおりである。ところが、「生活経営学」という用語と、その対象領域は、経営学(business management)の範疇には、どこにも見出すことができないのである。

実は、この「生活経営学」という用語を始めて目にしたのは、昭和41年11月に、経済企画庁の諮問機関である国民生活審議会^①によって公表された、「消費者保護組織および消費者教育に関する答申」によってであった。あたかも、41年11月という時期は、偶然にも拙著の「最新 家計管理概論」のゲラ刷りの校正が完了した時であったので、特に私の目を惹いたのである。

それは、拙著の中にも「家庭生活管理^②」という用語を用いたが、内容は、家庭生活経営である。また、拙著の中に参考文献として引用したアメリカの、原

書版 Paulena Nickell and Jean Muir Dorsey 「Management in Family living」^③は、書名をアメリカ流に解釈すれば「家庭生活経営」といえるし、内容は全くそれである。

少々余談になるが、拙著が発行されて2～3年経ってから、出版社から恵送されてきた「経済・経営図書総目録」の中の、企業・経営学の分類の末尾に、広い意味の家政学の領域に属する著書で、「管理」とか「経営」とかの用語を付した書名のものが5～6書ほど並んでいた。これは内容的に考えればおかしな事であるが、おそらく書名の呼称上の分類で「企業・経営学」の分類に挿入したものであろう。この中に拙著の書名も並んで、他に「家庭経営概論」「家庭経営」などの書名が幾つかあり、「生活経営学」の書名も掲載されていたものである。

留意すべきは「生活経営学」とする名称である。「学」という文字を付する場合は、一定の目的・方法に基づいて理論的体系づけが成立し、ひとつのサイアンスとして確立しているものでなければならぬ筈である。当時、私は、この生活経営学の学理的体系について、また、その発祥について知りたいと考えていたのであったが、諸事に紛れてそのままになっていた。最近になって、経済企画庁の国民生活政策課をたずね、資料を得て、この問題に対する幾ばくかの解明の手掛りを得ることができた。

さきの、国民生活審議会は、昭和41年の答申の際に、答申の内容をさらに体系化するため、「生活経営学」の研究を、国民生活研究所^④において推進すべきことを要望しているのであるが、これを受けて、同研究所においては、2か年にわたる研究の報告書をまとめたものとして、昭和44年4月に、国民生活研究所編「生活経営学」なる一書が刊行されていた。

この書のまえがきに見られるように、『消費者教育の体系化をはかり、これを生活経営学(傍点筆者)として理論化する試みは、わが国では初めてのことであり、いわばこの研究はようやくその緒についたばかりである。したがって本研究にはまだ多くの問題点が残されているのである(以下略)』となっており、学問的体系確立は、今後の研究にあることを示唆している。

ともかく、わが国では、「生活経営学」のタイトルを付した研究論定は、これが始めてのことである事は、間違いないところであろう。

2. 生活経営学の意義

生活経営学の定義的なものを資料に求めてみると、前述の国民生活研究所編著の中に、「生活経営学の目標と範囲」^⑥と題して次のように述べている。(要点をまとめて簡条的に示す。なお、傍点および()内の注記は私の見解である)

- ① 生活経営学は、消費者主権をつらぬくという立場から、消費者をとりまく環境条件の変化と、消費生活に及ぼす影響を明らかにし、それに対応して消費者が計画・実行・反省の過程をへつつ、その生活をいかに主体的かつ合理的に経営すべきかを研究するものである。生活経営学は、経済の基本原則として潜在的に消費者主権が存在しているという前提のうえに立っており、消費行動の合理化によって消費者と生産者の力の格差を縮小し、消費生活の安定と向上をはかることをめざしている。

((この項で留意されるのは、「消費者をとりまく環境条件の変化」という点であるが、これは、1個体経済単位としての家庭経済内だけの変化を意味しているのではなくて、経済社会との相関的变化を意味していることである。この点^⑥が、従来の家政学の範囲が、家庭という1個体経済内での範疇を主体としたのに対して、対象を一般人および対社会に拡大している点が、生活経営学としての立論の根拠になっていると思われる。なお、これに関しては、拙著において、家庭経済が稼得する収入および消費物価が、企業における要素費用との関連において左右される原理を、ケインズ(John Maynard Keynes 1883~1946)による国民所得会計の有効需要分析に関する恒等式を引例して述べたし、また、個人消費に関する主観的意図に作用する消費のデモンストレーション効果^⑦(demonstration effect)による家計の変化、その他の経済社会的変化と個人的消費との相互関係を記している)ので、その立場からしても、「生活経営学」の立論の根拠について首肯できるものを感じるころである。いまひとつの、「生活経営学は、経済の基本原則として潜在的に消費者主権が存在しているという

前提」と述べている点であるが、この点は、国民生活研究所が「生活経営学」を公表する前年の昭和43年5月30日に「消費者保護基本法」(法律第78号)が公布されていることにかんがみて当然の事と言えるが、わが国の生産者中心の経済政策を是正する画期的な理念として、これを「生活経営学」の基調に置いた事は意義が大きいと見なければならぬであろう。))

- ② 生活経営学が研究対象とする「生活」は、「消費生活を中心とする人間の私的な経済生活」である。人間の生活を全面的に捉えるためには、消費生活ばかりではなく、生産生活と精神生活、さらには公害問題をふくむ生活環境問題をもふくめた全生活をその認識対象とせねばならないが、生活経営学は、その背景から考えて、人間の経済生活さらにその中でも消費生活に焦点をあわせている。

((この項で特に留意する点は、生活経営学の対象とする生活が、「消費生活を中心とする人間の私的経済生活である」としている点で、この観点は、家庭経済学ないしは家政学と本質的な接近を持っている事がうかがえる。私は、この点については、拙著の中で、「家庭経済すなわち個人的な最終消費経済は、きわめて主観的価値観に拠る消費経済性である^⑧」と述べておいたから、この項の述べ方では、やや意味不足であるように受取れる。また、「生産生活と精神生活^⑨」にも関連するという点についても同様である。これらの生活環境諸条件の相互作用や影響については、拙著の私の制作した生活周期比較表の上では、「夫の社会的地位と経済的安定」「妻の地位の安定」「家事労働の増減」等の諸摘要項目として取り入れておいたので、一そう観点を深めて考えることができる。このことは、「生活経営学」の目標としての次の項にも敷衍して掲げられている。))

- ③ もちろん現実には、生産生活や精神生活は、人間の消費生活をも大きく規定する要因となっている。生産生活の態様は、労働時間、疲労度、収入など消費生活を大きく左右する条件を形成しているし、また、精神生活も消費生活に大きな影響を与えている。とくに、レジャーや教育などの選択的消費においては、消費者の好みや価値観によって、消費内容

が大きく規定されてくる。したがって、生活経営学は、消費生活に関連するかぎりにおいて、それらの要因をも考察する必要がある。

④ 生活経営学は、個人の生活を市場との接点に重点を置いて、計画・実行・反省の意思決定過程を軸としつつ、主体的かつ合理的な消費行動のあり方を追求しようとするものである。もちろん、現実には消費生活が依然として家庭を単位として行なわれることが多いかぎりにおいて、家庭あるいは家計を研究対象とするが、基本的な視点は、個人の消費生活を対象にしている。

⑤ 生活経営学は、その対象が消費生活であることにおいて、企業経営学とはまったく分野を異にするが、生活経営を、個人がその生活目的を達成するため、自己の生活を計画し、実行し、反省する過程としてとらえ、各過程における最適な選択の方法を究明するという点で企業経営と類似している。ただし、人間の生活目的は、各人の価値観によって大きく異なり、企業経営の場合のように同質化できない点で、複雑な問題をはらんでいるということができよう。

((この項で着目されることは、生活経営学の方向を示すものとして、方法論の展開を示唆していると思う。この点については次節以下に述べたい。))

3. 生活経営学の方向とライフ・サイクルの関係

生活経営学の志向するところが、「個人の生活目的を達成するため、消費生活を中心とする自己の私的経済生活を、計画・実行・反省 (plan~do~see) する過程^⑩」として捉え、「生活経営を主体的かつ合理的に行なうという意味は、個人が自己の生活目的にてらして、各様の消費行為における中間目標を設定し、実行し、反省することであり、生活経営とは、結局そのような多くの選択ないし意思決定の過程である^⑪」とする見解は、明らかに個人生活における生活設計の設定を示唆している。

また、生活設計が、短期的生活目標を達成するための、個人的消費生活における中間目標であるとすれば、それは、ライフ・サイクルを基調においた一時

期的区分の生活設計であるといわねばならない。換言すれば、ライフ・サイクルを認識し理解してこそ、設計が合目的々に、また合理的に計画できる、といわねばならない。これらを達成する要素として、家庭における消費生活を取りまく環境・諸条件を合理的に判断するために不可欠な資料・情報・知識の相互関連的な高度の活用を目標とするところが、生活経営学の、新たな社会学としての使命であるといえるであろう。

Ⅲ ライフ・サイクルの前提となる基本的諸要素概念

1. ライフ・サイクルに関する概説

生活周期 (life-cycle) といっても、本稿ではタイトルに掲げたように、家族生活周期 (Family life-cycle) をいうのである。

元来、生活周期は、社会学の領域に属する研究から生成したもので、人間生活における個人または集団の、全生涯において営まれるところの社会生活が、その形成期—発展期—衰退期をたどる循環過程を捉えて、その生物学的制約と社会制度的、または経済的諸条件の制約の中で、個人または集団の生涯経緯がどのようなパターン (pattern) をもって変遷進行するかを考察したものであるといえよう。

生活周期の研究で征矢をなしたのは Reymond Pearl (1879~1940・生物学者) であるといわれるが、家族生活周期の研究も1940年代以後において、わが国の学者の中にも多くみられるように思う。

家族生活周期を構成する背景とされる素因は、社会学の領域に関する諸事象の広い研究が要求され、なかんずく家族組織論 (Theory of family organization) すなわち家族の組織化過程に関する諸問題としての、家族の増加、家族員相互間の調和意識と共通目的に対する行動意識および行動様式、家族員間の地位と役割などの諸要件の研究が重視されねばならない。

同時にまた、家族組織化論とは全く相反する家族解体論 (Theory of family disorganization) の諸現象が研究されねばならない。すなわち、家族解体過程の要件となる、家庭生活の機能に障害をもたらす素因としての家族員の共同意識

の欠如、経済的破綻をきたす行為、感情的対立、家庭不和、暴力行為、家出、別居、離婚、さらに家庭のおかれている地域社会の習慣・弊風などのそれぞれの社会的現象の実際研究にも及ばねばならないのである。

拙著「最新 家計管理概論」の中にも、特に家族解体過程の条件となりうる要因のひとつとして、家庭経済の不合理・圧迫を招来する条件として、地域社会の生活慣習の悪影響^⑫および社会福祉設備の不足^⑬について取り上げておいたのも、前述のような意義からであった。

この他、家族生活周期を考察するには、人口学、家政学、生活科学、経営・経済学、家族経済学、統計学、家庭法学、等の各分野から、研究し、かつ関連資料を求めて分析検討する必要がおこってくる場合が多い。さらに、生理学、医学、その他の自然科学、数学に関する分野の関連研究まで要求されるものであることを知ったのである。

事実、私が拙著に掲載した家族生活周期表を制作している途中において、「家庭の経済状況と家事労働の状態（増・減・安定度）および家庭内の人間関係」について、どのように変化するかを推論するために、家族員と主婦の家事労働の配分、および家事労働の種類別における年齢層別の向好性・向背性の趨勢（たとえば、20歳台の主婦は育児・食事準備などの家事労働に対しては向好率が高いが、掃除・家計簿記帳・食事の後始末などの作業には向背率が高いなど）、および家事労働における疲労度、共働き主婦の家事労働における疲労度などの科学的測定値、これらのものが判断の資料として必要となったことがあった。この時、家事労働とその人体疲労度の研究家では第一人者といわれた埼玉大学稲葉ナミ教授を、練馬区桜台の住居におたずねして、ご指導をいただいた事があったのもいまは懐しい思い出である。

家族生活周期表は、このような科学的に精査された基礎的諸素因となるものを比較検討しながら、統計上の夫婦家族・直系家族を対象として、その生物学的年代の推移と社会・経済的変遷進行の様態にひとつのパターンを想定したものであって、そこに制作されたものは、きわめて標準的(standard)で、かつ一

定的な (constant) な標本 (sample) であるというに過ぎない。しかし、逆説的な言い方ではあるが、まず大抵の「人の生涯」が、否応なしに、このサンプル的なパターンをたどらざるを得ない部面が多々あると考えられ、生涯の生活を予測して、準備するために信頼できる手掛りとなしうるところに、家族生活周期表活用の効用が存在するといえるであろう。

なお、家族生活周期が、消費者教育・家庭管理ないしは生活経営学など、家政学分野の教育に重要な資料となりうる事は言を俟たない。また、ある時代に制作された生活周期表は、社会制度の変革、経済社会情勢の大きな長期的変動がみられた場合は、恒久不変的なものとなりえない事は勿論である。

以上でライフ・サイクルに関するきわめて一般論的な概略の説明を一応措くことにするが、ライフ・サイクルの基盤である「家庭」そのものの考え方を、本質的に概念規定しておく必要があるように思う。これについて拙著に詳述したところを中心に、要約して述べておきたい。

2. 家庭の概念に関する私見

「家庭」とは何かという定義づけを行なった諸説は多く存在するが、あるものは家庭生活の内面的現象の現実性にのみ立脚しており、あるものは、社会生成史的観点から、人間の集団生活意識を基調とする観点到に立論されているように思われる。私は、「わが国の家庭」は、わが国の法治国家としての現代社会制度の中での位置づけを立脚点として考え、わが国の国民経済組織機構の中の1つの最小消費経済個体として、国民経済との相互提携、交互作用を果たす機能と役割を有するものとしての観点から「家庭」の概念規定を行なうことが適切であるように思う。以下は拙著において展開した「家庭の概念」^⑭の要約である。

家庭 (Home) という語は、現象形態としては文学的表現であるが、法的概念および経済的概念に立脚して定義づけするならば、つぎのようにいうことができよう。

- ① 民法上の住所または居所を有し、

- ② 個人または血族関係者あるいは非血族関係者の特定の人が、
- ③ 生活の営みをするための経済単位であり、そのために、社会的に生産された財貨および用役の最終消費が行なわれる場所であり、
- ④ 社会秩序の拘束のもとに、特定の精神的・肉体的関係の継続的結合によって形成され、維持される社会組織の最小単位である。

まことに抽象的に過ぎるかもしれないが、ここで内容を敷衍解釈する必要はないと思う。ただ2～3の補足をしておきたい。あるいは問題提起になるかもしれない。

A. 「家庭」と「家庭生活」という概念を強いて区別して考える必要はないと思う。それは、上述した③において「家庭は生活の営みをするための経済単位」と考えることにおいて動的であり、「生活」を意味しているからである。

B. 「家庭」には本質的特性として、個々の家庭にはそれぞれの特殊性(Particular)と、個々の家庭に共通な普遍性(Universal)とを共有しているということである。しかし、この相対立する両概念が存することの理解を、家族員相互間が生活行動意識のうちにわきまえているとき、家庭生活の合理的管理と、精神生活の向上を享受することができるといえる。しかし、そのどちらかの特性に偏重過剰となる場合に、家庭生活の不均衡をきたす危懼があると考えられる。

家庭の本質的特性^⑮としての特殊性について概説すれば、家庭が「人間の営み」という深奥かつ微妙複雑できわめて特色ある個性的内在現象が、個々の家庭に醸成され、それが世代を越えて継承されてゆく部面がある。いわゆる家風といわれることがあり、個々の家庭の生活様式、生活慣習などといわれるものが、個々の家庭の世代継承の歴史・生活周期・家族構成員の状態、あるいは知的水準・経済力・地域社会などの諸条件によって醸成された特殊性として存立する」と考えられるのである。したがって消費行動の実態、消費価値観もきわめて主観的であることになる。

家庭の本質的特性としての普遍性については、多くを述べる必要はないと思

う。一言にしていえば、家庭は、社会組織・機構の一環として存在している以上社会の法則性・規範性の作用を共通に享け入れざるを得ないところにあるといえるであろう。

3. 家庭生活の機能と家庭経済の本質

家庭生活の機能を述べるには、家庭生活 (Family life) の本質を述べておくべきであろう。それは、家庭生活の機能 (function) は、家庭生活の本質的屬性^⑬ (essential attribute) として思考されるからである。そして、この機能が、国民経済組織とどのように関連し、相互作用を持つかを考察することが家庭経済の本質に言及することになるからである。きわめて概括的に述べるにとどめたい。

私は、家庭生活の本質を、寝 (sleep : 一睡眠をとる)、食 (eating : 一食物を摂取する)、育児 (rearing : 一児を養い育てる) の3つに限定して、これを家庭生活の本質的3原則としている。この説は私だけのものではないが、立論における見解を異にしているので、拙者に拠りながら解説を加えておきたい。

「家庭生活の本質は、いかなる時代を通じても、世相の変遷に拘らず、人間が自己の生命を維持すると共につぎの世代に生命を継承することの意義を自然本能的・生理的欲求のもとに、寝・食・育児という生活現象が、人間の原則的行為として、それぞれの時代の生活的条件・社会的規範に則して、家族的集団形態のなかで行なわれることをいう。(中略) 人類が組織的集団活動をするに至って、必然的要求による食・衣・住および子孫保持の本能的行為の様態にも、各時代各種族によって伝統的ともいえる習俗が発生したことは推定できる。この習俗は、人間の欲望分化に伴う社会的要求および社会制度の変遷となって変革した。」

「わが国における家庭生活の歴史的沿革をみても、衣食住生活、性生活と育児の様態の変遷は、乱婚雑婚より1夫1妻制に至る過程と、氏族社会制度の推移および生産手段の分化の過程とを、わが国古来の古典のなかに、また輓近の民俗学、日本経済史研究のなかにおいて、興味ある変転の経緯を窺うことができるであろう。」

「ともあれ、過去の時代より現代および未来を通じて、家庭生活の本質は、人間が「生命を継ぐ」ことの原則的条件として寝・食・育児であることに変わらない。更に家庭生活は、社会の高度文明化の進展するに従い、文化の創造・継承という機能の源泉となるものであることより考えれば、家庭生活の本質は寝・食・育児の生活行為を通じて社会的使命に自覚した人間の本質という意義をも有するものと考えられる。」

家庭生活の、社会に対する機能というものは、家庭生活の本質的属性として考えねばならないことは前述した。

⑩寝・食という、この本質的2原則は、経済的側面より観るときは、社会的生産手段としての労働力の直接的再生産の役割を果たしており、拡大して社会的分業という側面からいえば、宗教・芸術・学術・政治等のすべての文化的所産の継承の源泉となっているといわねばならない。

我々の家庭生活（個人的生活）では、今日の肉体的精神的疲労を回復して、明日以後の労働力（生活力）を得るには、睡眠に依る以外に他の方法は絶無である。薬物投与による一時的な覚醒などは、生命体を障害する以外のなにものでもない。食については説明の要がなく、生命体の維持に不可欠の原則である。

育児の機能に関しては、拙著の記述をそのまま紹介して批判を仰ぎたい。

（拙著、家計管理概論 p.6）

「家庭生活における育児は、人間の種族保存の本能と愛情に依存するところであるが、育児のために消費される肉体的・精神的あるいは物質的・時間的労作は、崇高な家族的愛の献身において遂行しうるところである。しかし、育児の社会的意義からその機能を考えるならば、人間個人の限りある寿命を世代を超えて永続的に継承させようとする種族保存、民族繁栄の理念に基づくものであり、同時にそれは社会的分業における社会的生産のための、世代を超えての労働力の再生産である。すなわち家庭生活における育児のもたらす機能は、労働力の永続的迂回的再生産にあるといえる。」

また、家庭経済の本質は、上述した家庭生活の本質を前提として思考されなければならないのであって、「寝」の原則を満足させうるためには、住宅問題

の解決から、あらゆる住居用品・寝具はもとより、生活手段に必要な財貨・用役の調達を、稼得した家計収入をもって実質的消費支出により購買し、それらを最終消費しなければならない。「食」の原則を充足するためにも同様であり、人間の欲望分化の高度化は、食品生産を複雑多様化させ、食糧政策を変革させて、食生活をいっそう多様化させており、これらを家庭生活に取り入れるための消費支出のウェイトはきわめて大きい。「育児」という生活原則を遂行するためには、もはや説明の要はないが、出産～哺育～就学から成人に達するまでの全費用は、莫大な消費支出を余儀なくされる。

かくして、家庭経済の本質は、あくまでも消費経済性であり、しかもきわめて主観性の強い最終消費経済性であることは論を俟たないところである。

ただ重視されなければならぬことは、家庭生活の本質および機能を実現・遂行するための家庭経済の本質的解明のためには、その消費性向および貯蓄性向^⑩の検討から、家計における消費価値の追求を行ない、いかなる消費形態が有効消費であるかを研究し、合理的な家計の在り方を推論し、もって、家庭生活を物・心両面の安定した、少なくとも最低限度の家庭生活の幸福を企図する、そうした理念を基に研究することの方が重要ではある。しかしこれは、拙著の家計管理 (Management in Family Accounting : 一私は、家計を、家庭会計とする拡大概念で考えているので、この表現を用いる) の領域に属することであって、本稿の中心とするライフ・サイクルに直接的関係を持つ事項ではないので割愛する。問題となるのは、家庭生活の機能と家庭経済の関係を、1 個体経済としての一家庭の範囲に限定せず、拡大して、社会経済論あるいは社会々計論的な観点から、最終消費経済生活の合理性を考究しようとするのが生活経営学であるのだから、そうした意味からして、国民経済機構の中における家計部門の関連 (家庭生活の機能すなわち社会的役割, 家庭経済の社会的役割) について触れておく必要があると思われる。

4. 国民経済機構における家計部門の機能

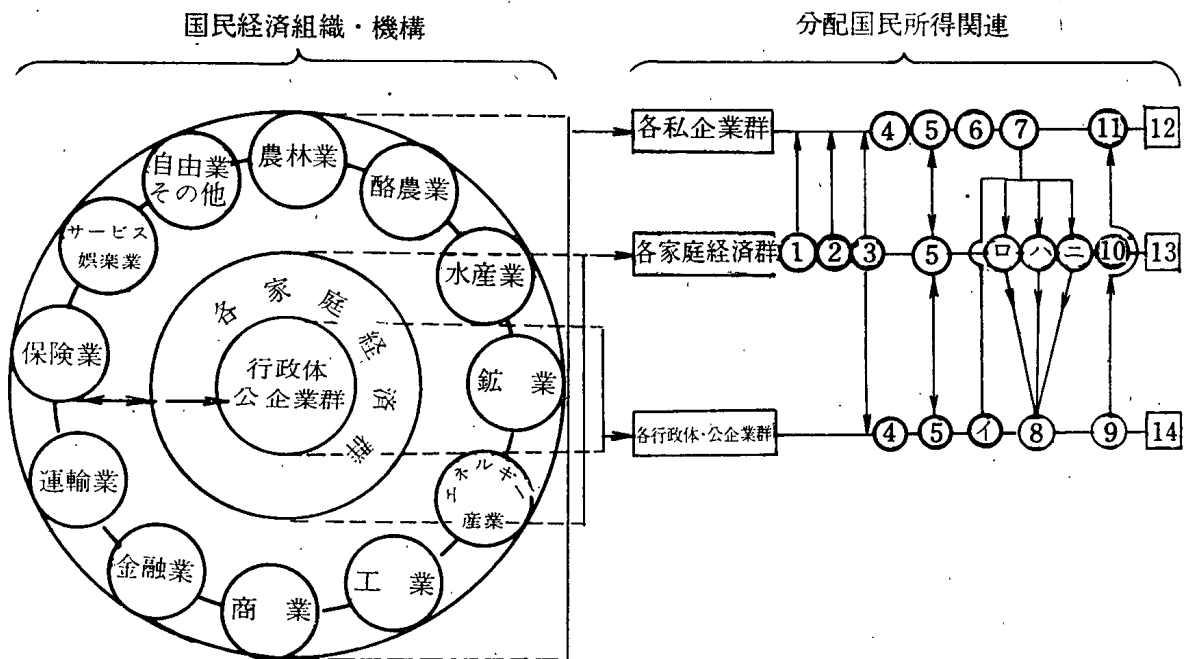
この問題については、一般に周知されていることであって、読者諸賢に対し

ては文字どおり釈迦に説法に墮するので、蛇足的な説明は省略させていただく。ただ、前節の関連事項として、図解と解説を参考として、というよりも批判の資料として掲げるにとどめたい。(なお、この図形と付説は、昭和42年出版の拙著家計管理概論 p. 10~11 に私の作図を掲載したそのままを転載させていただいた。手数を省略したことをお詫びしたい。)

国民経済組織を支える3主軸相互間の機構を、それぞれの所得分配の過程よりみることによって国民経済における家庭経済の位置を把握することができると共に、家庭経済に分配される所得の様態を知り、もって、家庭生活における収入・支出の様態の把握すなわち家計が、経済社会の基準乃至は法則に対応する合理的手段によって実行されねばならないことを見出すことになると思う。

国民経済組織・機構における3主軸間の所得分配の相互関係を図示によって説明すれば第1図のようになるであろう。なお、第1図では、各産業の種別を示すにとどめて、国勢調査に基づく産業群分類に整理しないで示したものであることを諒とされたい。

第1図



(注)

- ① 各家庭経済群は、私企業群に対し、土地及び用役を提供する。
- ② 同様に資本を提供する家庭経済もある。
- ③ 同様に、大部分の家庭経済は、労働力を提供する。行政体・公企業群に従事する場合にも同様である。
- ④ 私企業群は、営利的目的による財貨・用役を生産する。
行政体・公企業群は、公益的目的による用役および財貨を生産する。
- ⑤ 3主軸間における財貨・用役の授受が、流通交換経済活動としておこなわれる。
- ⑥ 企業の総収益の発生(総所得)
- ⑦ ⑥の企業総収益より、(イ)行政体に対しては租税・公課として、(ロ)土地用役を提供の家庭経済に対しては地代として、(ハ)資本を提供の家庭経済に対しては利子として、(ニ)労働力提供に対しては労働対価(賃金・給料)として、企業所得の一部が分配される。
- ⑧ 行政主体は、家庭経済群の中に分配された地代・利子所得・給与所得のうちから、国民の自主的義務(申告納税方式)によって給付を受け取る(租税・公課による財政所得)
- ⑨—⑩—⑪
行政主体・公企業群は、私企業群および家庭経済群に対して、俸酬、社会保障、社会事業等の財政支出により、財政所得のうちから、所得の再配分を行なう。(財政収・支)
- ⑫ 私企業群における純企業所得=(法人可処分所得)
- ⑬ 家庭経済群における家計所得=(個人可処分所得)
- ⑭ 行政体における財政所得=(政府可処分所得)
- ⑫+⑬+⑭=分配国民所得、すなわち、国民経済における国民生産物による純附加価値の増加分として考えられる。

IV 家族生活周期の1例について

ここに提示するのは私の制作したもので、「平井式家族生活周期比較表」といっている。比較表という意味は、夫婦家族の周期と直系家族の周期を、その差異が比較検討できるように対照して配列したので、比較表という名称にしたものであって、他意はない。

本稿の第Ⅲ～1においても述べたように、ライフ・サイクルの制作には、各種の統計資料その他を比較検討して、ひとつの標準的なパターン(pattern)を見出すのであると述べておいた。

直接的手法としては、まず、生活設計のプロセスを骨子として組み立て、その短期目標と長期目標の相互関係の推移を、実体調査資料や統計資料、および既有知識などを総合しながら、1つ1つの項目に、標準的な推移を設定して

いくのである。

ライフ・サイクルを制作する前段階になるものは、短期的生活目標としての「生活設計」(life-plan)があるが、これはどのような手法を用い、どのようなプロセスによって考察していくかについて、次に1例を掲げておきたい。紙数の関係で説明は省略したい。

第1表 生活設計プロセス表

| 部 門 | 過 程 | 段 階 | 部 門 | 過 程 | 段 階 | | |
|------|------------|----------------------------------|-----|------------|--|-----------|---------------------------------|
| 問題分析 | 1. 必要性の認識 | ①生活目標の分析 ②目標達成の可能性 ③代替案の有無 | 実 行 | 5. 実行の合理化 | ⑫生活設計メモ ⑬積立ての仕方 ⑭収入増減への対処 | | |
| | | | | 6. 評 価 | ⑮目標達成評価 ⑯家計配分のバランス | | |
| 意思決定 | 2. 生活目標の設定 | ④予測と計画 ⑤資金積立方法の選択 ⑥契約先の選定 | 反 省 | 7. フィードバック | ⑰情報収集分析 ⑱資金計画表の見直し ⑲企業への意見 ⑳国への意見 | | |
| | | | | | | 3. 計画表の作成 | ⑦目標序列化 ⑧資金計画表作成 |
| | | | | | | 4. 決 定 | ⑨決定権と統制権 ⑩決定手法の応用 ⑪家計支出配分 |

(国民生活研究所資料より)

1. 家族世帯の構造類型とその現状及びライフ・サイクルとの関係

家庭経済をその構造類型から観察する場合、特に家計管理との密接な関連において重視されるのは、家族構成員の様態とその変遷である。なぜならば、家庭生活の本質・機能との関連において、家族構成員の変化は家計収支の様態に直接の影響をもたらすだけでなく、対社会性においても法的規制および社会慣習に支配されることが家庭経済全般にかかわって起ってくるからである。

一例を家族の扶養にとってみるならば、民法第4編第6章扶養(法877～881条)においては、「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある」と規定しており、また、税法では、「扶養控除対象の親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいう」「生計を一にするとは、日常生活の資を共通していることをいい、必ずしも起居をともにすることは必要でない」としてい

る。

あるいはまた、家族の変化は、財産相続・遺産の分割・贈与等の関係が生ずるものである。

また地域社会の慣習、わが国の家族制度の形態などにより、血族内の精神的紐帯、家業の労働力の確保ないしは家計の分担などにおいて、個性的な家庭経済の様態を表わす素因となるものである。

家族構造形態を最も定型的に区分すれば、私は、単身家族・夫婦家族・直系家族に分類する。

単身家族は、独身世帯の意であるが、わが国の家族制度の慣行からして、直系家族においては、家系を血族長子に相続する傾向が多いから、次子以下は直系家族から分立し、家庭を別にして単身で独立の生計を営む形態が多いので、複合型の夫婦家族・直系家族に対する呼称としたものである。

単身家族は、すなわち核家族 (nuclear family) の始まりであり、婚姻によって夫婦および子供から成る核的家族^⑩としての複合型の夫婦家族を形成していく。また、単身家族は、独身でいる限り家族構成員の変化を伴う家庭生活周期というものはないから、家族生活周期表の制作にあたっては対象から除外した。

第2表 世帯の家族類型別普通世帯数、普通世帯人員と親族人員

(単位 1000)

| 家 族 類 型 | 昭和30年 | 35 年 | 40 年 | 45 年 | | | |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|------|
| | 世 帯 数 | | | 世帯人員 | 親族人員 | 1世帯当たり親族人員 | |
| 総 数 | 17,398 | 19,571 | 23,092 | 26,856 | 99,055 | 98,076 | 3.65 |
| 親 族 世 帯 | 16,719 | 18,579 | 21,209 | 23,869 | 95,928 | 95,089 | 3.98 |
| 核 家 族 世 帯 | 10,366 | 11,788 | 14,464 | 17,049 | 59,219 | 58,679 | 3.44 |
| 夫 婦 の み の 世 帯 | 1,184 | 1,630 | 2,280 | 2,955 | 5,997 | 5,910 | 2.00 |
| 夫 婦 と 子 供 か ら な る 世 帯 | 7,499 | 8,489 | 10,490 | 12,375 | 48,616 | 48,222 | 3.90 |
| 男 親 と 子 供 か ら な る 世 帯 | 275 | 245 | 231 | 250 | 697 | 682 | 2.73 |
| 女 親 と 子 供 か ら な る 世 帯 | 1,408 | 1,424 | 1,463 | 1,469 | 3,908 | 3,864 | 2.63 |
| そ の 他 の 親 族 世 帯 | 6,353 | 6,791 | 6,745 | 6,820 | 36,709 | 36,410 | 5.34 |
| 非 親 族 世 帯 | 83 | 74 | 87 | 99 | 240 | 99 | 1.00 |
| 単 独 世 帯 | 596 | 919 | 1,795 | 2,888 | 2,888 | 2,888 | 1.00 |

10月1日現在の「国勢調査」による。昭和30、35年は1%、40年は20%抽出集計による。

資料 総理府統計局「国勢調査報告」

わが国の家族世帯構成の現状は、第2表のような趨勢を呈している。

2. 平井式家族生活周期比較表

生活周期表は、3周期・4周期・5周期および6周期に分けられたものがあるが、私は5周期に区分した。5周期区分法が一般的なようである。しかも対象は勤労者世帯としたので、農林業家世帯および漁業家世帯については、適当しない。

周期区分は、夫婦家族と直系家族と対比して次のようにした。

| | | 第1周期 | 第2周期 | 第3周期 | 第4周期 | 第5周期 |
|---|------|------|------|-------|-------|------|
| A | 夫婦家族 | 新・婚期 | 育児期 | 子女教育期 | 子女就労期 | 晩年期 |
| B | 直系家族 | 最盛初期 | 最盛期 | 変動初期 | 変動期 | 安定期 |

摘要の各項目はすべて横の関連があるのであって、1つの項目のみでは意味をなさない。摘要項目としたものは次のとおりである。

- ① 家族員の増減 $\left\{ \begin{array}{l} \text{増} \\ \text{減 (死亡による現象はふくまれない)} \end{array} \right.$
- ② 収入稼得の様態：—「実収入」および「実収入以外の収入」の変動を捉えたものである。ただし近年は、定年制の延長・退職後の再就職・主婦のパートタイムの就労・老年になっての共働き等のケースが増加してきているので、摘要項目の内容に多少の変更は考えられるが、しかし、現在、これらの確たる統計資料が公表されていないので、次掲の周期表の内容で差しつかえないと思う。
- ③ 経済状況 $\left\{ \begin{array}{l} \text{安定} \\ \text{上昇} \\ \text{低下} \end{array} \right. \left\{ \begin{array}{l} \text{消費の傾向} \\ \text{貯蓄の状態} \end{array} \right.$
- ④ 家事労働の状態 $\left\{ \begin{array}{l} \text{増} \\ \text{減} \end{array} \right. \left\{ \text{安定度} \right.$
- ⑤ 夫の社会的地位 ⑥ 妻の地位 ⑦ 家庭内の人間関係

これらの摘要項目と周期との関連によって想定される内容は、直接的資料としてどのようなものを検討するののかについて、その実際の資料を掲げる紙数が

| 平井式家族生活周期比較表 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------|--------|-----------------|--|------------------|---|---------------------------------|----------|--|-----------------------------------|-------------------------|----------------------|--------------------------------|--------------------------------|--|
| 摘要 | | 家族員の増減 | | 収入稼得の様態 | | 経済状況 | | 家事労働力の状態 | | 夫の社会的地位 | | 妻の地位 | | 家庭内関係 | |
| | | 増 | 減 | 安定 | 上昇 | 低下 | 消費の傾向 | 貯蓄の状態 | 増 | 減 | 安定 | 向上心を有するが地位は低い。 | 献身的が不安定感がある。 | 精神的、肉体的融合により相互尊重と、新たな人生観を自覚する。 | |
| 第1周期 | 新婚期 | | | ①固定資産、貯蓄がなければ、サラリーに依存する ②共稼ぎに適する収入増となる。 | 正常である 上昇すれば上昇 | ①耐用財の購入多し ②趣味、娯楽、奢侈的消費が増加。 ③不均衡消費型となりやすい。 | ①基礎ができる。 ②家族計画の常識があれば、増大となる。 | | | ①平穩的。 ②妻にかかると。 | 向上心を有するが地位は低い。 | 献身的が不安定感がある。 | 精神的、肉体的融合により相互尊重と、新たな人生観を自覚する。 | | |
| | 最盛初期 | | 長子が増えて増加するに始まる。 | ①遺産相続分、その他の利得がある。 ②サラリーの稼得もある。 | | 旺盛な生活内容により消費も大きい。 | 計画的増殖の時期を迎える。 | 増加する。 | 分担責任があつて安定する。 | 安定 | 安定 | 安泰となる。 | 責任の意識が高まる。自我が目立つ。 | | |
| 第2周期 | 育児期 | | 増加 | ①共稼ぎが困難となる。 ②主働者1人に依存する。 | 低下する。 | ①消耗財の購入が多い。エンゲル係数が高くなる。 ②医療、保健費が増大する。 | ①低下する。 ②保険掛金が増加する。 | 必要が急増する。 | ①家事が多くなる。 ②主婦が過労となりやすい。 ③夫の協力を必要とする。 | 向上する責任が重くなる。決意を生まない。 | 固定して夫が要求される。保育の責任を共感する。 | 夫婦生活に協力と工夫を要する。 | 夫が要求される。保育の責任を共感する。 | | |
| | 最盛期 | | 増加 | ①稼得が増加する。 安定期をやや下る。 | | 第1周期と同様 安定、堅実な財産づくりを企図できる。 | 増加する。 | 第1周期と同様 | 老夫婦新夫婦とも に安定する。 | ①相互に親和の度が強くなる。 ②却って確執を招くことがある。 | | | | | |
| 第3周期 | 子女教育期 | | 増加 | ①夫の収入が増加する。 | 恒久的低下をたどる。 | ①教育費、交際費、食費が最も増加する。 ②全般的に消費の最盛期である。 | 貯蓄は困難となり、預金引出が多くなる。 | 増加する。 | ①妻の分担当重になりやすい。 ②生活時間計画の合理性ができ易い。 | 向上する | 固定を確信する。家事に主導的となる。 | 共に責任を自覚し、協力を平和を希求する。 | | | |

(Aは夫婦家族・Bは直系家族)

| 周 期 | 変 動 初 期 | B | 出 生 | 兄 弟 姉 妹 の 婚 姻 別 居 | 老 夫 老 婦 の 独 立 別 居 死 | ①世帯全体としての稼 得の総計は減少す る。 | 安 定 する 傾 向 が 普 通 である。 | 上 昇 する。 | 下 降 する。 | ①子女の教育費 ②弟妹の婚姻費、独 立費に大きい支出 が生ずる。 ③資産を手ばなしや すい。 | 著しく減少する。 | 家事労働の負担が誰 かに偏重し易い時期 | 向上する | 安定する | 夫婦家族的様相を呈 する。 |
|---------|-----------|---|-----|-------------------|---------------------|--|----------------------------|---------|----------------------------|---|-------------------------------------|----------------------------------|-------------|--|--|
| 第 4 周 期 | 子 女 就 労 期 | A | | | | ①夫の収入 ②子女の収入 (第2, 第3位の扶養 家族の扶養解除により 扶養手当の減少) | 安 定 する 傾 向 が 多 い。 | 上 昇 する。 | | ①第3 周期的である。 ②子女の就労により かえって消費性向 は高まる。 | ①貯蓄を増大する。 ②利殖が可能とな る。 | 家事労働の負担 は減少する。負担 は少なくなる。 | 安定して いく。 | 第3 期同 様。 | 生活様式等の意見や 新旧思想の対立が鮮 明となる。 ひずみが発生し易 い。 |
| | 変 動 期 | B | | | | 同上の現象をみる。 | | | 低下の傾向をみる。 | 同上Aと同様の現象 をみる。 | 同上Aと同様の傾向 にある。 | 同上Aと同様。 | 安定する | 同上 | 同上 |
| 第 5 周 期 | 晩 年 期 | A | | 子 女 の 婚 姻 別 居 | | ①主働者の稼得に減少 の変動が生ずる。 ②固定サラリーが厚生 年金、恩給等にかわ る。 | 通 安 定 する 傾 向 が 普 通 である。 | | 場 新 た な 低 下 を みる 場合がある。 | ①消費性向は低くな る。 ②固定型の消費とな る。 | 貯蓄の増加は困難と なる。 | 平 穏 となる。 整理された家事の運 営がとられる。 | 安 定 。 | 安 心 立 命 を得る。 | 夫 婦 そ れ ぞ れ の 人 生 の 終 期 に 達 し、円熟 する。 夫 婦 家 族 の 周 期 を 閉 じる。 |
| | 安 定 期 | B | | 子 女 の 独 立 | | 第1 周期のBの状態に 戻る傾向をみせる。 | 安 定 する。 | | | 同上Aと同様の傾向 をみる。 | 遺産のストックがあ り、安定した利殖を することができる。 | 同 上 慣 習 性 が 伴 う こ と が あ る。 | 安 定 。 | 安 定 した 老 後 を 迎 える。 家 事 に 権 威 を 持 つ | 子 女 の 婚 姻 に よ り 精 神 的 和 合 を みる。 |

ないので、資料の名称のみを紹介しておきたい。これらの資料は少なくとも5年間の資料によって、趨勢を比較検討することは必要であろう。

- ㉑ 年齢階級・配偶関係別15歳以上人口（総理府統計局「国勢調査報告」）
- ㉒ 初婚者の年齢階級別婚姻件数（人口動態統計）
- ㉓ 年齢階級別離婚件数（同上）
- ㉔ 年齢階級別15歳以上既婚日本人女子数と平均出生児数（国勢調査報告）
（この資料は、結婚した女子が何才までに何人出産したかの資料である）
- ㉕ 日本人の平均余命（厚生大臣官房統計情報部「生命表」）
- ㉖ 年齢階級別死亡者数（同上「人口動態統計」）
- ㉗ 年齢階級と労働力，非労働力別15歳以上人口（労働力調査報告）
- ㉘ 世帯人員
世帯主年齢階級
住居の所有関係
年間収入階級 } 別，1世帯当たり年平均1か月の収入・支出
（勤労者世帯・全国）

この表は4つの対象種別について、それぞれ、世帯人員の平均は2人世帯から8人以上世帯の7段階別に、また、世帯主年齢階級は、～24歳，25～29，30～34，35～39，40～44，45～49，50～54，55～59，60～64，65歳以上の10段階ごとに次の項目が示されている。

- (イ) 世帯人員の平均
- (ロ) 実収入：一勤め先収入・事業内職収入・実収入以外の収入。
- (ハ) 実支出：一 { 消費支出：一食料費・住居費・光熱費・被服費・雑費。
非消費支出：一勤労所得税・社会保障費。
- (ニ) 実支出以外の支出
- (ホ) 可処分所得
- (ヘ) 黒字
- (ロ) 平均消費性向

これらの項目が関連的に数値をもって示されていて、生活周期の進行・変遷の趨勢を観察するには有力な手掛りになり得るものである。

この他、前記第三章で述べたように、各種の資料を必要としたものである。

生活周期比較表の見方およびその活用に関しては、見る人の年齢・人生体験の深淺・職業経歴・知識水準など、これらを総合した社会的視野の度合によって差異があると考えられる。このことはまた、青年期における適当な教育段階において、科学的根拠を有する学問体系の中での教育がぜひとも必要であるということになるであろう。単なる家政学分野におけるだけの専攻対象とせず、広く一般人に必要な常識としての、いわゆる生活経営学の範疇として周知されてこそ学問的、社会的効用が生かされるものと考えるところである。

V あとがき

生活経営学の研究対象が、家庭生活における「消費」の様態の合理的実現を企図するための消費者教育であり、しかも特定の1家庭内の現象に目的を限定せず、広く一般人・一般家庭に対象を拡大して、国民経済と個人生活との経済的交互作用に接点を置いて、個人的・主観的である最終消費経済の遂行に一定の客観的計画性を志向しようとするものであると観ることができる。

私は、この主旨を具体化したひとつの定型的方法論が家族生活周期表の設定であり、その実際的短期的細目実行プランが生活設計であると考えている。

けだし、「消費(consumption)」ということは、経済政策的にも、消費観念的にも、むずかしい事ではあると、つくづく考えさせられる。「消費は美德なり」などという最悪の社会観ないしは生活観が一時マス・メディアによって宣伝されたのも、生産者主導型の経済政策の横暴であったし、この上ない消費者軽視の風潮ではなかったかと思う。

私は、昭和38年～39年ごろにかけて拙著「家計管理概論」の素稿をまとめた当時、その巻末において、消費革命と称し消費は美德なりと宣伝されていた社会観に対し、厳しく反対の立場をとって次のように記している。

『(中略)人間の限りない欲望は消費のデモンストレーションに刺激されて、無自覚のうちに消費は美德なりということに眩惑された浪費性に陥り勝ちである。市場に商品が豊富であるならばそれだけ、生活を科学する領域も拡大され

ねばならない^②』とした。さらにまた、『生活を科学する観念と、社会経済機構に対して、そのための要求をする観念に立脚して家計管理を実施するとき、個々の家庭生活者の社会に対する要望が結集して、その総意が、生産市場・販売市場をして国民生活に適合するように操作する原動力になり得る。それが真の需要供給の原則である』と、強く一般識者に、また為政者に訴えておいたところである。この点についても、故武市春男博士は、大いに同感の意を示されたことのある、在りし日を思い出すのである。拙著の原稿が脱稿後3～4年してから、「消費者保護基本法」の制定公布があり、その翌年に出された、国民生活研究所の、生活経営学に載せられた「生活設計プロセス」の中に、「企業への意見」「国への意見」という、生活反省の一項があるのを見出したりするとき、感慨強いものを覚えたものである。

昭和50年代、華やかな「消費者パワー」は、漸く消費者主権意識の民衆への浸透を思わせるものがあるが、現下のわが国の経済政策の実情から観れば、まだまだ、生産者主導型に対する一部の有識者の拮抗の姿であって、消費者保護は「後追い苦情処理」の域を脱脚してはいないのではないだろうか。

日本の消費者は、まだ今後半世紀ほどの間は、みずからを保護する決意をもっと強めて、消費生活に、適合性ある生活設計の手段をもって、みずからのライフ・サイクルに対処しなければならぬのではなからうか、そういう憾さえするものである。

本稿は、余りに要約し過ぎて不備が多く、いささか竜頭蛇尾の憾があることの自責を恥じて、擱筆する次第である。

以上

注記および出典

- ① 国民生活審議会：一経済企画庁に設置された臨時的諮問機関。後に昭和48年に設置された「国民生活安定審議会」とは別個である。
- ② 家庭生活管理：—Management in Family living 拙著「最新家計管理概論」（昭和42年5月8日初版・産学社）p.3.
- ③ Paulena Nickell and Jean Muir Dorsey「Management in Family living」 3ed. New York Willy. 1959.

- ④ 国民生活研究所：一昭和38年に発足した社団法人。当時の所長浅野義光氏。昭和45年10月以降は「特殊法人 国民生活センター」と改称され、東京港区高輪にある。国民生活研究所当時に編集刊行された「生活経営学」の研究委員には、主査が成蹊大学野田信夫学長、委員に上智大学箕山 京教授、早稲田大学宇野政雄教授(いずれも当時)、その他16人の経済学・社会学・家政学その他の学識経験者が参画している。このメンバーで、昭和41年から2か年にわたり研究した結果を、一応のまとめとして、「生活経営学」とタイトルを付して単行本として刊行されている。
- ⑤ 生活経営学の目標と範囲：一前掲注④の資料 p. 8~10.
- ⑥ ケインズによる国民所得会計の有効需要分析に関する恒等式の引例：一拙著「家計管理概論」p. 25~27.
- ⑦ 消費のデモンストレーション効果 (demonstration effect)：一拙著同上 p. 46~.
- ⑧ 拙著同上 p. 13~16. および p. 45~46.
- ⑨ 国民生活研究所刊行の「生活経営学」において、その対象とする「生活」が、「生産生活と精神生活にも関連する」という点について、拙著(同上) p. 27~29 においてもこれに触れていること。
- ⑩—⑪：一資料「生活経営学」(国民生活研究所編、昭44年3月) p. 10~
- ⑫ 地域社会の生活慣習の悪影響：一拙著(前同) p. 27~29「第二章 家庭生活の経済性第4節 家庭生活の経済性に関する合理と不合理、第(2)項経済性に関する不合理的部面」の(c)『慣習性あるいは封建性』に掲げておいた。たとえば、(i)冠婚葬祭、地域的行事の伝統的踏襲に拘泥して無理な出費をする。(ii)親族間、他家の社交に義理・体面を過当重視して家庭経済に犠牲を強いる。(iii)家計が、誰か1人だけの独断的主導権にゆだねられて、家族の意見の介入や合議性をゆるさない場合は経済的にも精神的にも破綻の原因となることが多い。(iv)宗教的盲信による寄進・奉納に、家計支出の不当過剰を自覚しない。など。
- ⑬ 社会福祉設備の不足：一拙著(同上) p. 27~28.
- ⑭ 家庭の概念：一拙著(同上) p. 1~3.
- ⑮ 家庭の本質的特性：一拙著(同上) p. 2~3.
- ⑯ 家庭生活の本質的属性：一拙著(同上) p. 5~6.
- ⑰ 寝・食の生活原則：一拙著(同上) p. 5~7.
- ⑱ 消費性向および貯蓄性向：一拙著(同上) p. 60~63.
- ⑲ 核的家族(または核家族)：一(nuclear family)核家族は、種々の解釈があるが、最近ではわが国でも流行語になった感がある。学問的に首肯できる論拠について実は私もよく知らないが、社会学辞典(有斐閣版)によると、G. P. Murdockの説として、『人格間関係が相互に集合的に多くの参与する個人を結びあわせるとき生ずるものとしての社会集団として家族をみると、夫婦と未婚の子女とからなる家族の形式が普遍的であって、より複雑な家族形式はその基礎的単位の混成によるにすぎない』といった解説が出ている。これなどが、現今のわが国の家族構成の実態からみて、相応しい見解に相当するのではないであろうか。
- ⑳ 拙著「最新家計管理概論」p. 139.